Ⅰ．経営の相談・診断

1．区の商工相談

❶ 商工相談

中小企業の方々のために、専門の相談員が商工相談を行っていますので、経営基盤を固める一助として、どうぞお気軽にご相談ください。相談はすべて無料です。
ご相談には、事前に予約が必要です。担当まで電話をしてください。

相談種目	実　施　日	時　　間	場　　所
商工相談 （金融、経営、経理、労務の相談）	月曜日～金曜日	午前９時から 午後５時まで	区役所７階商工観光課 相談融資担当 ☎ 03 (3546) 5330

ＵＲＬ 〈中央区HP〉
https://www.city.chuo.lg.jp/sigoto/sigoto/ichiran.html
トップページ「商工業」→「仕事・産業の相談・面接会」→「経営相談サービス一覧」

❷ 出張経営相談

区役所の開庁時間に来庁することが困難な事業主の方に対して、専門の相談員が事業所等へ伺って経営相談をお受けする出張経営相談を行っています。
年度内３回（創業予定の場合は５回）まで無料で相談できます。

問合せ先 中央区役所商工観光課相談融資担当　☎03 (3546) 5330
ＵＲＬ 〈中央区HP〉
https://www.city.chuo.lg.jp/sigoto/sigoto/kakujyuu.html
トップページ「商工業」→「仕事・産業の相談・面接会」→「出張経営相談」

2．他の機関の相談・指導・診断

❶ （公財）東京都中小企業振興公社

①ワンストップ総合相談窓口
本社（秋葉原庁舎）千代田区神田佐久間町1 － 9　☎03 (3251) 7881

ＵＲＬ 〈東京都中小企業振興公社HP〉
https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shien/soudan/index.html
トップページ「経営相談」→「ワンストップ総合相談」

	主な相談分野	対応する専門家
経営相談	経営全般、融資・助成金・営業、ビジネスプラン（事業計画）作成、経営革新計画等	中小企業診断士
	創業・起業、会社設立登記等	中小企業診断士・司法書士・行政書士
	労務（給与・雇用・社会保険、人事組織、能力開発等）	社会保険労務士
	税務·会計・M&A、事業承継、株式公開等	税理士・公認会計士
	デジタル技術の導入や活用、情報セキュリティ等	ITコーディネータ
	ISO認証取得支援等	ISO審査員
	不動産取引等	不動産コンサルティングマスター
法律相談	契約、トラブル、債権回収、企業整理等の相談（13:00 ～ 15:00）	弁護士

（利用方法）
来所相談及びオンライン相談（事前予約制）
電話相談：03 (3251) 7881
Eメール相談：sien@tokyo-kosha.or.jp

問合せ先 （公財）東京都中小企業振興公社　総合支援課　☎ 03 (3251) 7881

②専門家の派遣
　経営課題などの解決のため、中小企業診断士、IT コーディネーター、技術士、社会保険労務士、税理士等の専門家が中小企業からの派遣要請を受けて訪問し、アドバイスいたします（一部経費負担）。

問合せ先 （公財）東京都中小企業振興公社　総合支援課　☎ 03 (3251) 7881

③事業承継・事業再生等の相談
　事業承継問題を抱えている中小企業者に対して、円滑な事業承継に対応するため、相談体制の整備とともに普及啓発セミナー等を実施します。また事業再生等の問題を抱える中小企業者に対して、できるだけ早い段階で対策が講じられるよう、個々の経営課題に応じた専門的なアドバイスを行う等、具体的な支援を行います。

問合せ先 （公財）東京都中小企業振興公社　総合支援課　☎ 03 (3251) 7885

④取引相談
　発注企業と受注企業の間に立って、取引情報の提供を行います。
　※事前の登録（無料）が必要です。

問合せ先 （公財）東京都中小企業振興公社　取引振興課　☎ 03 (5822) 7250

⑤苦情紛争相談

取引先との間で生じた下請取引等のトラブルについて、下請法に詳しい専門相談員や弁護士による相談を行っています。また、公正な第三者を入れた調停により迅速な紛争解決を図ります。

問合せ先 (公財) 東京都中小企業振興公社 下請センター東京　☎ 03 (3251) 9390

⑥知的財産相談窓口

特許・意匠・商標・著作権などの知的財産に関し、基礎的な質問から、出願や契約の方法、高度な知財戦略まで、専門知識と豊富な経験を有する相談員がアドバイスを実施します。

また、より専門的な相談については、弁理士・弁護士が対応し、必要なアドバイスを実施します。

※相談は無料です。(事前予約制 1 回 1 時間まで)

問合せ先 東京都知的財産総合センター　☎ 03 (3832) 3656

❷ 東京商工会議所の相談・指導（無料）

相談内容	詳細
経営に関する相談	小規模事業者の経営改善のため、経営・創業に関する様々なご相談に経営指導員が応じています。必要に応じ、企業にエキスパート（専門家）を派遣して具体的・実践的なアドバイスによる経営支援を行っています。また、中小企業診断士による経営診断と課題解決に向けた実行支援のサポートや各種補助金申請のご相談も承っております。
創業に関する相談	
資金・融資に関する相談 ・マル経融資 （小規模事業者経営改善資金） ・融資斡旋	経営指導員が相談に応じています。経営指導を通じ、小規模事業者向けの無担保・無保証、低利のマル経融資の推薦を行っています。
経営上の法律相談 ・売掛金の回収 ・取引先との間で起きた問題　など	弁護士が相談に応じています。 毎月第1･3 火曜日　13:00～16:00 事前予約制。下記までお申込みください。
経営上の税務・会計相談	税理士が相談に応じています。 毎月第２火曜日　13:00 ～ 16:00　※ 2 月のみ毎週火・木 事前予約制。下記までお申込みください。

相談受付時間：平日 9:30 ～ 17:00

※経営に関するご相談に限定しています。

問合せ先 東京商工会議所中央支部　☎ 03 (3538) 1811

〒104-0061 中央区銀座1-25-3　区立京橋プラザ 3 階

ＵＲＬ 〈東京商工会議所中央支部HP〉

https://www.tokyo-cci.or.jp/chuo/

❸ 東京都よろず支援拠点（実施機関：（一社）東京都信用金庫協会）

「よろず支援拠点」は、国が各都道府県に設置する中小企業・小規模事業者・創業希望者の方のための経営相談窓口で、東京都では平成28年度より東京都信用金庫協会に設置されています。

「無料で」「何度でも」ご利用いただけます。

中小企業診断士、税理士、弁護士等の経験豊富な専門家がご相談に応じています。

〔東京都よろず支援拠点 新橋事務所〕
場　　所：〒105-0004 東京都港区新橋1-18-6　共栄火災ビル1階
相 談 日：月曜日～金曜日（年末年始・祝日を除く）
相談時間：9:30 ～ 12:00、13:30 ～ 17:00

問合せ先　東京都よろず支援拠点 新橋事務所 ☎ 03 (6205) 4728
U R L　〈東京都よろず支援拠点HP〉
https://www.tokyo-yorozu.com/

❹（一社）中小企業診断協会

（一社）中小企業診断協会では、会員中小企業診断士を無料で紹介しています。

問合せ先　（一社）中小企業診断協会　☎ 03 (3563) 0851
U R L　〈中小企業診断協会HP〉
https://www.j-smeca.jp/contents/004_goshoukai.html
トップページ「中小企業診断士のご紹介」

❺ 日本弁護士連合会 ひまわり中小企業センター

ひまわり中小企業センターは、全国共通専用ダイヤルを設けて、弁護士が中小企業の経営上の種々の問題解決のお手伝いをします。

問合せ先　ひまわりほっとダイヤル　☎0570－001－240
月曜日～金曜日（祝日を除く）
午前10時～午後4時（正午から午後1時までを除く）
U R L　〈日本弁護士連合会HP〉
https://www.nichibenren.or.jp/ja/sme/index.html
トップページ「経営者相談窓口（ひまわりほっとダイヤル）」

3. 倒産の防止

❶ 経営セーフティ共済（「経営セーフティ共済」は、中小企業倒産防止共済制度の愛称です）

取引先企業が倒産し、売掛金や受取手形の回収が困難となった際に、連鎖倒産を防ぐため貸付けを受けることができる制度です（共済金の貸付けを受けるには、この共済制度の加入期間と、掛金の積み立て期間がいずれも6か月以上であることが必要です）。

問合せ先 独立行政法人中小企業基盤整備機構共済相談室　☎ 050 (5541) 7171

ＵＲＬ 〈独立行政法人中小企業基盤整備機構HP〉
https://www.smrj.go.jp/kyosai/tkyosai/index.html
トップページ「共済制度」→「経営セーフティ共済」

❷ 倒産防止特別相談（東京商工会議所）

売上の減少など様々な要因により、経営が厳しく倒産のおそれがある中小企業の方から事前に相談を受けて、経営的に再建の見込みのあるものについては再建の方途を講じ、見込みのないものについては円滑な整理を図ることを目的とする特別相談を行っています。

商工調停士を中心に弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士などの専門スタッフが相談に応じています。

相談の秘密は固く守られ、費用は無料です。

問合せ先 東京商工会議所経営安定特別相談室　☎ 03 (3283) 7742

ＵＲＬ 〈東京商工会議所HP〉
https://www.tokyo-cci.or.jp/soudan/antei/

❸ 倒産関連中小企業者の認定

経済産業大臣が指定した大口倒産企業または組合に対して 50 万円以上の売り掛け金債権等を有する中小企業者、または取引規模が全体の 20%以上である中小企業者は、連鎖的に倒産することを防ぐため、認定を受けることにより特例措置が適用されます。認定には事前予約が必要です。融資に関しては中央区商工業融資制度一覧（p9）をご覧ください。なお、東京都中小企業制度融資「経営セーフ」メニューも申込みができます。

問合せ先 中央区役所商工観光課相談融資担当　☎ 03 (3546) 5330
東京都産業労働局金融部金融課　☎ 03 (5320) 4877

ＵＲＬ 〈東京都産業労働局HP〉
https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi/
トップページ「中小企業支援」→「金融」→「融資」→「東京都中小企業制度融資」

参考ＵＲＬ 〈中小企業庁HP〉
https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.htm
トップページ「金融サポート」
→「セーフティーネット保証制度中小企業信用保険法第2条第5項及び第6項」

❹ 不況業種中小企業者の認定

経済産業大臣が指定した不況業種に属する中小企業者で、最近 3 カ月の売上高が前年同期の売上高に比較して 5 %以上減少している場合には、認定を受けることにより特別措置が適用されます。認定には事前予約が必要です。融資に関しては中央区商工業融資制度一覧（p9）をご覧ください。なお、東京都中小企業制度融資「経営セーフ」メニューにも申込みができます。

問合せ先　中央区役所商工観光課相談融資担当　☎ 03 (3546) 5330
東京都産業労働局金融部金融課　☎ 03 (5320) 4877

ＵＲＬ　〈中央区HP〉
https://www.city.chuo.lg.jp/sigoto/kigyohenoyusi/gogounintei.html
トップページ「商工業」→「企業への融資」
→「セーフティネット保証5号の認定申請を受け付けています」
〈東京都産業労働局HP〉
https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi/
トップページ「中小企業支援」→「金融」→「融資」
→「東京都中小企業制度融資」